

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月24日（火）第578号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則の一部を改正する規則（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（※）（障害福祉課取扱い） 1
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（※）（危機管理課取扱い） 2

規 則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第55号

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則（昭和49年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県自然環境保全条例施行規則別記第 9 号様式による身分証明書は、改正後の鹿児島県自然環境保全条例施行規則別記第 9 号様式による身分証明書とみなす。

.....

鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第56号

鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則（昭和63年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に、「10万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則別記第 4 号様式による身分証明書は、改正後の鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則別記第 4 号様式による身分証明書とみなす。

.....

鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第57号

鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記第22号様式中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に，「懲役若しくは禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

.....

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第58号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式裏面中「第31条」を「第32条」に，「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし，別記第 7 号様式裏面の改正規定中「第31条」を「第32条」に改める部分は，公布の日から施行する。